

中世の大山祇神社文書 — 相論と近世における文書管理 —

定 成 隆

はじめに

伊予国の中世文書の残存数は決して多いとはいえない。そのほとんどは、『愛媛県史 資料編 古代・中世^①』として翻刻されたが、いまだ活字化されていない百通をこえる大部の史料として新出大山祇神社文書（その定義、発見過程については川岡勉氏の論文参照^②）がある。そこで、筆者らはマイクロフィルム（愛媛県立図書館所蔵）の写真解読を行ったが、これまでに知られている大山祇神社文書・三島家文書の成り立ち、整理のヒントとなる情報が含まれていることに気がついた。解読を続けるうちに、各文書の内容解釈やその意義を考えるうえでも、伝来、整理、管理の過程の検証が重要であるとの考えに至った。

大山積神社文書・三島家文書は伝来を異にするものではなく、明治時代に修史局（東京大学史料編纂所の前身）の重野安繹の助言により社家と神社の二つの文書群に分けたものであることは知られていた^③が、この二分する前の姿を、各巻子の構成文書、五つの文書箱への収納状況について、川岡勉氏が綿密な考証により復元された^④。それを受けて、本稿では大山積神社文書・三島家文書と新出大山祇神社文書を合わせた広い意味での中世の「大山祇神社文書」の伝来、整理、管理について述べてみたい。

一 相論と大山祇神社文書

新出大山祇神社文書の中には、相論に関するものが多くみられる。これまでに知られている大山積神社文書・三島家文書の中にも、相論に関する文書がやはり多数存在する。一般的に文書の作成やその保管保存の動機として、所領の宛行、安堵、相続や特権の付与、所役の免除に加えて、相論のための資料・証拠ということが大きな比重を占めるであろうことは、想像に難くない。広義の中世の「大山祇神社文書」の伝来、整理、管理を考える場合に、この「相論」という言葉が一つの重要なキーワードになると考えるので、相論の具体的な内容を知るために、未翻刻文書の史料紹介も兼ねて、いくつかの文書を取りあげてみたい。このことは、よく解っていない中世の同神社内部の構造を知るための基礎作業ともなるだろう。

(1) 大祝と社家との相論そして戒能通恒

「史料A」（大山祇神社文書については、その整理番号を掲げる。D11）
「（複製本）かいのうとの御状 写」

大三嶋御領事、就以前所務未被止其綺之由、社家被訴候、
事実候者、無勿体候、被全社家所務候様、可有御遵行候也、

恐々謹言、

十一月三日

通恒(花押)

大祝信濃守殿

内容を解釈すると、「大三嶋御領」のことで、以前の所務についてまだ干渉をやめていないと社家が訴えています。もしそれが本当ならば、不都合なことです。社家が所務をまっとうできるように「御遵行」^⑤ いただきたいと、通恒から大祝信濃守に求めたものである。ここでは、社家と大祝との間で相論のあったことがわかる。

〔史料A〕には、年号が記されていないが、「代々書簡手簡集」という文書目録(D90)のなかに、

一 社領之儀付相尋之書簡 一通△

長祿年中事 通恒殿御判

と記された文書のことだと思われる。この目録自体は、「戊四月十日(日脱力)」に三嶋太祝が記録したもので、近世のものだが、長祿年中(一四五七―一四六〇)との伝承があったことがわかる。

差出人の「通恒」については、端裏書が参考になるだろう。そこには、「戒能殿(かいのうとの)御状」と記されていることから、戒能通恒であると考えられる。「目録」(D40、辰ノ霜月日に越智太祝が記録した控)には、「一 河野通恒書出し 壹通」と、河野氏と記されているが、南北朝時代には戒能氏が明確に河野氏の一族と認識されていたこと^⑥からすれば、通恒が戒能氏であることに異論はないであろう。さて、ここで明らかになった「戒能通恒」とは、いかなる立場の人物であろうか。その手がかりとなるのが、次の「史料B」である。

〔史料B〕

国分寺領事、於当知行分者、不謂是非可被閣沙汰之候、

仍執達如件、

至徳二年十月十四日

前伊豆守(花押)

余戸田伊勢守殿

この前伊豆守と「史料A」の通恒の花押が、ほぼ一致するのである。両者の花押を注意深く観察すると、違いがないわけではない。下方の横線の右端ではねかたが、上方へ向かっている(史料A)のと、下方へ向かっている(史料B)というわずかな違いが認められるが、それ以外ではほぼ一致するといえるであろう。花押は人が書くものだから、書判とはいいながら、ハンコのように毎回寸分違わずに書けるわけでもなからう。多少の筆の走り間違いも考えられるし、また、同一人物で時期を異にする花押と解釈することも可能であろう。至徳二年(一二三五)と、「代々書簡手簡集」のいう長祿年中(一四五七―一四六〇)では、七〇年以上も開いているので、この年代が正しいとすると同一人物というには無理がある。親子或いは祖父孫という可能性も考えられるが、この長祿年中という伝承がおよその時期を示したもので、必ずしも精確ではないと考えたい。したがって、筆者は「前伊豆守」と「戒能通恒」とは同一人物であると結論する。

さて、「史料A」の通恒が、戒能(前)伊豆守であるとなると、伊予国の守護代であると考えられる。というのは、山内護氏によって、文書の宛名にみられる至徳四年(一二三七)の河野伊豆前司殿、応永二年(一二三五)の河野伊豆入道殿、応永三年(一二三九六)の戒能殿、河野伊豆入道殿は同一人物であって、在京している守護河野氏にかわって国元のことを一任されている守護代の地位にあったことを明らかにされているからである。また、新井英之氏はさらに、戒能氏の守護代在任期間の上限を示す史料として「史料B」の文書を指摘されている。^⑦ 以上をあわせて考えると、当時伊予国の守護代で、河野伊豆入道、

河野伊豆前司、前伊豆守と称した人物は戒能氏であって、これまで不明であった実名が通恒であることが明らかになった。

「史料A」のなかで「御遵行」を求めていることから、通恒はやはり守護代の立場からこの文書を発給したものと思われるが、「史料B」とのあいだで様式上の違いがみられる。

「史料A」

恐々謹言

年号なし

通恒

仍執達如件

書下年号

前伊豆守

「史料B」

したがって、「史料A」のほうが、より個人的な書状形式であり、「史料B」のほうが奉書形式のより正式文書といえるであろう。では以上の違いの理由は何であろうか。まず考えられるのは、宛先の地位の違いである。「史料A」は、伊予国一宮の最高神官なので丁重な様式を用いたのであろう。対して「史料B」の余戸田伊勢守は、在地の一領主であると思われるので、より上位の守護代の立場として尊大な様式を用いたものと考えられる。二番目には、通恒の年齢が考えられる。

画文書の本文は筆跡が異なるので比較できないが、花押について言えば、「史料A」のほうが線が太く勢いがあってより若々しい印象を受ける。いっぽう「史料B」では少し線が細く全体的に縦長になっていてやや枯淡の印象である。したがって、花押からは、「史料A」のほうが、より若年での発給かと想像される。また、「史料A」には「以前」という文言があるので、この件について大祝に遵行を求めるのは、初めてではなく二度目だと思われる。以上のような理由が総合して、このような様式上の違いとなったのではなからうか。

これまで戒能氏で花押が知られていたのは、文安五年（一四四八）の下野守通明^⑩、天正年間（一五七三～一五九二）の備前入道顕意^⑪、年代不明の彦右衛門であった。ここに通恒の花押が付け加えられたのだ

が、山内讓氏が伊予河野氏について指摘した「家の花押」と呼ぶような花押の共通部分は、戒能氏についてはみあたらないようである。官途名がまちまちなので、各人は戒能氏とはいいなから直系の系譜でないのかもしれない。実名については、通明と通恒の二人からいうのは早計ではあるが、「通」を通字としている可能性も考えられる。

さて、「史料A」の宛名である大祝信濃守とは誰だろうか。寛正六年（一四六五）の文書の宛名にも三嶋大祝信濃守（『県史』では安英に比定する）がみられるが同一人物であろうか。三島太祝家系図によれば、安英は宝徳二年（一四五〇）に大祝職に補任されていることから、花押から至徳二年（一三八五）よりも遡ると思われる「史料A」とは六五年以上の開きがあることになり、同一人物と考えるには無理がある。年代から考えれば、安英から五代前の安代（永和元年（一三七五）太祝職に補任）がふさわしいのではなからうか。信濃守の注記は無いが、このあたりの系図の記事は簡略なので、系図編纂時に資料不足だったものと推測する。

最後に、余戸田氏に関する新史料を紹介しておきたい。

「史料C」(D7)

「注進状」^⑫

□進

三嶋御供米年々抑留注文書

岩出左衛門三郎入道後家分三石六斗年々分

山本佐藤太分六石七斗年々分

妻女

余戸田又六郎〇分八斗年々分

曲和泉房分壱石八斗年々分

吉松名一方地頭分十二石九斗年々分

右注進如件、

元弘三年十一月 日

(2) 大祝と神大夫との相論

〔史料D〕(D9、傍線は筆者による。)

(切封)

就御籠(物籠カ)之儀、神大夫方与被仰結候之処、善応寺様依為御判形明競、御理運落着候、殊ニ被成 御書候間、於向後不可相替候、猶期面拜候、恐々謹言、

〔弘治四〕二月十二日 興生(花押)

大祝殿 まいる 御宿所

〔礼紙切封墨引〕

〔史料E〕(D75、傍線は筆者による。)

(切封アト)

就三嶋宮御籠物之儀、神大夫方与被仰結候之処、以 道基様御判形明鏡之上落着之段、尤肝要候、向後之儀不可有御相違候、恐々謹言

〔弘治四年〕二月十七日 通康(花押)

大祝殿 御宿所

〔史料D〕、〔史料E〕は既に紹介されているが、一部読みを修正した(それは、「与」と「仰結」の語句である)のでここでとりあげたい。内容を検討する前に、『予陽河野家譜』の関連部分を引用しておく。

〔弘治四年二月就三嶋宮御籠物之儀、大祝与神大夫訴論出来矣、仍同十二日於平岡大和守房実之役所、有理非決断、為村上出雲守通

康初右衛門大夫名代、原豊前守興生出席焉、平岡下臣柳四郎左衛門、村上被官河井某同出対焉、評定之席者、村上神助、栗上左近将監、宇佐美伊賀守、祝日向守等相列焉、然於大祝方者、自後善応寺殿所賜之御判形、以為明鏡故、速理運落着矣、仍於向後者可守其旨之条、賜御書於大祝家云、

就御籠物之儀、神大夫与被仰結之処、曾祖父道基判形以明鏡落着之条、於向後可被守其旨候、恐々謹言、

弘治四年二月十二日 通宣 在御判

大祝殿

又村上雲州通康、原豊前守興生等各相送支証一通於大祝之許畢、この説明によると、弘治四年(一五五八)二月、三嶋宮御籠物の儀について大祝と神大夫との間で訴訟がおこったので、同十二日平岡大和守房実の役所において理非決断があった。村上出雲守通康の名代として原豊前守興生が出席した。平岡の下臣(家臣)柳四郎左衛門、村上被官の河井某も出席した。評定之席には、村上神助、栗上左近将監、宇佐美伊賀守、祝日向守等が列席した。そこで、大祝方が後善応寺殿(河野教通または通直、道基、道治とも称す)から賜った判物が明らかであるので、速やかに大祝方が正当であると裁決され、以後はその旨を守るべきであるとの河野通宣の御書(「史料F」と呼ぶ)を大祝家に賜った。また、村上出雲守通康、原豊前守興生らも一通ずつ証文を大祝のもとに送った。

この『予陽河野家譜』の説明と「史料D・E・F」の内容はよく符合しており、しかも、村上通康が初めは右衛門大夫、後に出雲守を称したと、(初めに太郎左衛門を称した)原興生が豊前守を名乗ることとは一次史料と一致していることから、その信憑性を疑問視される同書ではあるが、この部分については信用できると判断する。川岡勉氏も、この『予陽河野家譜』の記事は概ね事実であろうとし、さらに、

府中の行政を担当する栗上氏や、府中周辺での活動が認められる宇佐美氏が、村上氏や祝氏とともに評定の席に列席したというのも妥当なところであろうとする¹⁹⁾。

さて、以上を踏まえて「史料D・E」をみてみよう。傍線部分では、文脈から神大夫方（社家のひとつ）と（大祝との）相論（訴論）が起ったという意味になるはずである。この部分を、山内讓氏はそれぞれ「神大夫方より被仰談候之處」「神大夫方より被仰請候之處」、「三島大祝家譜資料全」では「神大夫方者被仰給之處」と解説しているが、これでは相論が起ったとは解釈しにくいし、字のくずしからは、「より」「者」よりも「与」、「仰談」「仰請」「仰給」よりも「仰結」が適切であろう。「史料F」でもまさに「仰結」と記されていた。「結」という漢字からは「和平をむすぶ」というニュアンスを連想しやすいが、『国語大辞典』によると

むすぼおる「結ぼおる」…からみあつてほどけなくなる
むすぼれる「結ぼれる」…結ばれて解けにくくなる

という意味がある。したがって、「仰結」（おおせむすぼおる、おおせむすぼれる）には、話がからみあつて解決できなくなる、すなわち相論になるという意味があると考えられる。「仰談」は古文書に頻出する語句だが、「仰結」はあまり見かけないように思われる。しかし、次のような類例も存在する。

「史料G」(傍線は筆者による。)

今度御当庵領山境之儀、五台山被仰結候、為寺奉行可致批判之由
蒙仰候、所詮如先規可然之旨双方申定候、為向後御意得令啓候由、
得尊意候、恐惶謹言、

弘治貳年

霜月廿一日

覚世（花押）

謹呈

吸江庵納所禪師

これは、吸江庵（高知市）と五大山竹林寺（高知市）との間で起った山境の相論を、先規の如く行うように、寺奉行として覚世（長宗我部國親）が裁定を下した文書である。「史料D、E、F」とほぼ同年代に、土佐国でも「仰結」の用例があることがわかる。

年代は下るが、元和元年（一六一五）九月廿一日、藤堂宮内少輔（高吉）内金沢十兵衛秀成が、別宮三嶋社（今治市）の権祝と三嶋大祝との相論の裁許を伝えた文書写（D101・D704にも同写あり）にも「仰結」の例がある。

また、「申結」として、同じく相論の意味で使用された例がある。
「史料H」(傍線は筆者による。)

(端裏切封墨引)

好便之条、令馳筆候、抑其國豊州之儀、于今被申結由候、大友事、
對信長公無疎略候、殊更藝邊へも可及行調談候處、如此之段無勿
躰候、縦義久存分雖在之、此刻可申扱候、宮内卿法印、猪子兵介
同前候、則我等へ之書状、為披見下申候、無異儀同心候様二異見
專一候、猶金鐘寺和尚二申渡候、巨細之段貞知可申候、状如件、
九月十九日 (花押)

嶋津兵庫頭殿

これは、天正八年（一五八〇）に近衛前久が、敵対する大友氏と嶋津氏との和睦を斡旋するので、当主の義久に意見するように、その弟嶋津義弘に尽力を求めた書状である。「申結」でも相論ないし敵対の意味があることがわかる。他に赤間神宮文書にも、「申結」の例がある²⁰⁾。
ところで、「史料D・F」の宛名の大祝は誰だろうか。「三嶋大祝家系図」²⁰⁾の異本では、安用の項にこの弘治四年（一五五八）の件を記しているが、大祝補任年からすると天文一五年（一五四六）補任の安忠がふさわしいと思われる。

さて、大祝の言分が正当であるとされた根拠は、「史料E・F」から河野通宣の曾祖父道基（河野教通または通直または道治）の花押をすえた文書であった。であるならば、「史料D」で「善応寺様」とあるのは、『予陽河野家譜』にあったように「後善応寺殿」が正しい。『河野家御過去帳』⁽²⁸⁾には

後善応寺殿 洪山道基

河野刑部太輔通直於湯月城

病死命日明応九年正月廿日

と記されているからである。「善応寺様」では、河野通治のことになつてしまう。同じく『河野家御過去帳』⁽²⁸⁾に

河野対馬守通治

善応寺殿 月照

命日貞治三年五月廿六日逝去

と記録されている。また、「史料D」では「史料E・F」にある「御籠物」の「物」を書き落としている。

では、この道基発給文書とはどのようなものであろうか。現存する文書を見渡したところでは、次の史料が該当するのではなからうか。

「史料I」⁽²⁹⁾

「三嶋宮大祝殿 教通」^(封紙のハ書)

（端裏切封墨引）

三嶋宮へ御太刀^{守久}を籠申候、定御戸開ニ可有御渡海候間、

被籠置前ニも御祈念憑入候、委細者刀^{ヤマ}帯丞可申候、恐々謹言、

卯月十九日 教通（花押）

三嶋大祝殿

「三嶋宮へ」「籠申候」の文言があるし、籠めたのは「御太刀^{守久}」という「物」であった。そして、宛名が「三嶋大祝殿」となっており、「教通」の署名と花押がすえてある。「史料D・E・F」の内容・状

況によく符合していると思われる。また、新出大山祇神社文書の中に本文書の写が一通存在する（D88）ので、この相論に際して作成された写だと解釈すると、この推論を補強する材料となる。

この推定が正しいとすると、大祝と神大夫は「御太刀^{守久}」の所有権ないし差配権をめぐる争つたと考えられる。三嶋宮（大山祇神社）へ奉納された太刀をめぐる争つた何故このような相論が発生したのだろうか。結論からいうと、当時の神社の社務は、社家による当番制だったからではなからうか。神社に届いた奉納物などの第一番の所有権ないし差配権は、当番の社家にあつたと考えられる。神社で最高位の神官である大祝は、通常不在であった。景浦勉氏によれば、大祝屋敷は越智郡高橋郷別名塔本（のちの日高村、今は今治市）にあつたが、天正五年（一五七七）、大祝安任の時に、宗家と鳥生家の統合によって、居館を別名から同郡立花郷鳥生（のちに立花村、今は今治市）に移した。さらに延宝三年（一六七五）三月に、大祝安明は松山・今治両藩主の命によって、今治領鳥生村から松山領大三島宮浦村の現在地へ居館を移したのである。したがって、当時の大祝は四国本土に居住し、祭礼などの社用がある時にだけ大三島へ渡海していたので、通常の社務は神社やその周辺に居住したであろう社家が輪番で務めていたものと考えられる。『予陽盛衰記』では、三嶋宮の神官の歴史について、菅家神官が六官に加わる以前には、越智氏（神太夫、擬神主）、紀氏（国神主）、橋氏（権の神主）の三家が分かれて二四家あり、このうち二人宛て、月代わりに社へ勤番したと記している⁽³⁰⁾。大祝不在で神大夫が当番を勤める三嶋宮に河野教通から「御太刀^{守久}」が届けられ、「史料I」は大祝に届けられたのだろう。当時の神大夫がこの太刀の差配をしたので、「御太刀^{守久}」の所有権ないし差配権が神大夫家にあると河野通宣の代になって主張したものと推定する。しかし、「史料I」から河野教通が大祝に「御太刀^{守久}」の祈念と奉納を依頼したことが明

白であったので、大祝に理ありとの裁決が下されたものだろう。

当番の社家が神社への奉納物の第一番の所有権ないし差配権を有したという考えかたは、「大山積神社文書」卷子「乾」（以下、「神社」1と略記する）の成り立ちを説明する根拠ともなるであろう。この一通から構成される「神社」1の成り立ちの特殊性については、川岡勉氏が既に述べられたが（「川岡」論文）、貞享三年（一六八八）四月廿二日、越智大祝安朗より六通、菅豊前長次より五通、擬神主越智神太夫より一通、菅弥九郎太夫より三通、合計一五通の神前に籠められた（D14）（宝蔵に収められた）文書を中心に成巻されたものである。

一般に、中世文書は宛名人の家に伝来するだけではなく、その内容によって利益を得る者が所蔵することもあるが、「神社」1各文書の宛名や内容を見ると、その所蔵者に疑問を抱く文書があることに気づく。一三通の文書名、提供者、文書の宛名（または内容のキーワード）を列記してみよう。

- ①某下文 (菅弥九郎太夫私宅) 三嶋神社官供僧等所(国神主代貞綱)
- ②地頭平某下文 菅弥九郎太夫 伊予国三嶋神社官等(菅原貞綱)
- ③橘某下文 (菅弥九郎太夫私宅) 留守所(権神主菅原長実)
- ④伊予国檢注所下文 菅弥九郎太夫 伊予国田所(諸山社二季御祭御供田)
- ⑤某御教書 越智神太夫 三嶋庄神官供僧御中
- ⑥某宛行状 太祝 大野右衛門尉永盛
- ⑦散位某奉書 太祝 吉岡右衛門入道
- ⑧僧興仙寄進状 太祝 (三嶋大山積大明神御鉢御敷地)
- ⑨越智章長引渡状 太祝 (田所紀民部大夫)(嚴重御神用)(免田)
- ⑩大森直治寄進状 太祝 (大三島領田地)
- ⑪村上吉任寄進状 太祝 三嶋大明神
- ⑫大内義隆寄進状 菅弥九郎太夫 三嶋大明神
- ⑬藤堂高虎寄進状 菅豊前 三嶋 菅宮大夫 惣社中

このうち①③は、後の安永二年（一七七三）時点で菅蔵人の私宅にあった文書である（D65）。菅蔵人については大山祇神社文書D56の後書きに「安永二巳年八月 弥九郎大夫悴蔵人より松山へ指出ス写シ」とあるので、菅弥九郎太夫家の人物である。①②③は、菅原氏に関する内容なので、菅原姓の菅弥九郎太夫所有は妥当であろう。④の諸山社は大山祇神社の撰社の一つである。大山祇神社文書D1に、「撰申可被修造伊予国三嶋上津宮下津宮諸山社等雜事日時」とあることから明らかであろう。後述する安永二年の相論で明記される弥九郎太夫家の「国神主代職勤前之事」（職務内容を列記したもの）には諸山社に関する文言が無いので、この諸山社二季御祭御供田に関する文書が菅弥九郎太夫所有なのは疑問である。⑤の越智神太夫所有も疑問である。「三嶋庄神官供僧御中」宛なので神官供僧を代表して所有したとも考えられるが、「伊予国越智郡宮浦村大山積神社明細帳」によると、社家のなかでは9番目に記されており、神大夫の地位はあまり高くないので、何らかの特別な理由が必要であろう。（ただし、『与陽盛衰記』では、浮穴太夫為世の三男為澄を以て三島の神官と定め、これを越智神大夫といい、即ち擬神主の家にして、三島上司越智家の祖なりとする。越智家の第一を擬神主とするとあるので、この場合は社家のなかでの地位は高い。）⑥⑦は吉岡庄に関するものと考えられる。長禄三年三月三嶋御神領を安堵した河野通春の判物のなかに「殊吉岡庄地頭職内土居分」とみえ、また文明一七年八月、河野家の奉行人重見通昭が大祝に充てた「申定三嶋御神領之事」のなかに、「一 吉岡地頭分百貫事」とあるので、手継券文として太祝所有に帰したものである。⑧僧興仙寄進状には「泰山寺魚川殿寄進状」という端裏書があるので、高橋郷別名の大祝屋敷近くの泰山寺の僧が寄進したものである。寄進状の「寺谷限峰」の寺谷は、高橋郷別名の大祝屋敷近くの御鉢社、御鉢山の隣地であって、大三島ではなくこの御鉢社に寄進したもので

あるという。³⁹したがって、太祝所有は妥当である。⁹の田所紀民部大夫に引き渡した吉富名は他にみえないが、「厳重御神用」「免田」の語句があるので、大山祇神社の免田のひとつであろうか。すると、太祝所有は妥当であろう。¹⁰¹¹の太祝所有も妥当であろう。¹²大内義隆寄進状の菅弥九郎太夫所有は疑問である。三嶋大明神宛てなので、¹¹のように太祝所有なら納得できるところである。この寄進状が発給された天文一三年九月は、天文伊予の乱で湯築城をおわれた河野弾正少弼通直が帰城を果たした直後の混乱した時期であって、伊予一宮のある大三島付近を大内氏が支配していることを高らかに宣伝した重要文書と考えられるので、菅弥九郎太夫所有は疑問である。¹³は、「三嶋菅宮大夫惣社中」の宛名があるが、菅宮之太夫には豊前守に任じられた者があるので、菅豊前所有は妥当であろう。

以上からは、疑問の残る⁴⁵¹²の所有者を説明するためには、当番の社家が神社への奉納物の第一番の所有権ないし差配権を有したと考えると理解しやすいことがわかるであろう。換言すれば、大祝の統制力に対して、社家の自立性が高かったといえるかもしれない。

また、貞享三年四月に菅豊前が籠めた「三嶋大明神縁起 一通、一同由来書 一通、一御宝物之書付 一冊」(D14)にも疑問を感じる。神社にとって最重要書類と思われるのに、なぜ大祝が管理していなかったのだろうか。そもそも、まず大祝こそがこれらの書類を作成する立場にあると思われるのに、大祝が所有していないとは不思議である。神社の所在する現地での保管が優先されたのだろうか。この点については、後考を待ちたい。

さて、もう一度「史料D」F」にもどってみよう。これらの文書について、山内讓氏は、

「三島宮の「籠物」をめぐる大祝と社家神大夫の紛争に対して、河野左京大夫通宣が、曾祖父道基(河野教通Ⅱ通直)の発した文

書を根拠にして大祝に理ありとの判断を示し、それを重臣村上通康を通じて大祝に伝えさせ、村上通康は、家臣原興生にその施行を命じたというのが、この一連の文書の物語る事実であろう。」

と解釈したのに対して川岡勉氏は、⁴⁰「文書の日付や文言を子細に検討してみると、そう単純ではない」として以下のように述べる。

「通康の名代である興生の文書(「史料D」にあたる、筆者注、以下同様)は、同日付の通宣安堵状(「史料F」にあたる)を受けて出されたものである。これに対し、通康安堵状(「史料E」にあたる)は通宣・興生の文書が出てから五日後であり、しかも通宣の裁定を受けたことを示す文言を含んでいない。通康の文書は河野氏から自立的な立場で同じ内容の裁定を下したという形式をとっているのである。ここに、府中地域における来島氏の自立的な存在形態を読み取ることができる。大祝氏は、いわば河野氏と来島氏の両方から権益の保証をかつたのであり、来島氏は河野氏の重臣という立場にとどまらない自立性を確保しながら府中支配を展開していたものと考えられる。」

筆者も基本的には川岡説に賛成である。山内説は、文書の発給者の地位からみた一般的な文書発給の流れを述べたものであり、この場合は文書の日付や文言を子細に検討することが大切であって、川岡氏の着眼点はすばらしい。しかし、「通康の文書は河野氏から自立的な立場で同じ内容の裁定を下したという形式をとっているのである。ここに、府中地域における来島氏の自立的な存在形態を読み取ることができる。」という部分については、違和感を覚える。川岡氏も概ね事実であろうとした『予陽河野家譜』の関連部分に立ち返ってみると、村上通康の名代として原興生が理非決断の場に出席したのである。(川岡氏自身も「通康の名代である興生の文書」と記している。)ということは、他出とか体調不良等の理由で通康は不在だったのである。通

康が出席していたならば、本来は通宣の文書と同日付の通康の文書発給が行われていたであろう。しかし、通康は不在であった。そこで、名代の興生が同日付で添状を発給したのである。「殊ニ被成 御書候間」と、欠字で敬意を表した「御書」は、「史料F」の通宣の文書とみて間違いあるまい。しかし、興生の文書には、既述したように、「後善応寺様」を「善応寺様」と誤ったり、「御籠物」の「物」を落したりと間違いがあったので、大祝は通康の文書も欲しがったのかもしれない。「史料D」にあった「猶期面拝候」の文言が「史料E」に無いので、大祝は通康に面談して文書を求めたのかもしれない。通康が帰ってきて文書を認めたのは五日後になってしまった。そのときには通宣の裁定が下されたのは自明のことなので、その裁定をうけたという文言を記さなかっただけではなからうか。河野教通のことを通宣の文書と同じく「道基」様と記したり、「落着之段、尤肝要候、」と通宣の裁定の内容を再確認しているので、通宣の名前こそ挙げていないものの、内容からは通宣の裁定を受けて出されたことが明らかである。そもそも、「河野氏から自立的な立場で同じ内容の裁定を下」すのならば、平岡房実の役所で行われた理非決断のもの否定することにになり、自分の名代として原興生を出席させることと矛盾してしまう。したがって、五日後の点と、通宣の裁定を受けた文言が無いことから「府中地域における来島氏の自立的な存在形態を読み取る」とはいかがなものであるうか。

しかし、大祝が通康の文書も必要としたという事実からは、通宣の重臣だからという事にとどまらず、府中地域支配にとつての来島氏の重要性は動かないところであろう。『予陽河野家譜』によれば平岡房実の役所で理非決断の場が行われたというのに、通宣の添状をなぜ平岡房実が発給しなかったのだろうか。場所を提供した者は添状を出さないというルールだったのかもしれないが、府中地域の問題だったの

で村上通康の文書が必要とされたのだと解釈したい。次のように、通康が大山祇神社にとって重要な役割を担っていたことを示唆する史料がある。

「史料J」(D98、傍線部は見セ消チを示す)

下 三嶋宮五位職之事

令補任 散位越智熊若丸

民部五郎丸

右以人所定補彼職也、仍社家宜承知、敢勿違失、故以下

大永四申年三月三日辰刻

擬神主樋口權太夫散位越智宿禰

修理行事宮之太夫散位菅原朝臣

權神主中山太夫散位越智宿禰

六官森野太夫散位越智宿禰

六官福江之太夫散位菅原朝臣

政所執事

宮奉行小頭勸太夫菅原朝臣

右令承知畢

大宮司從五位下太祝兼兵庫介越智安用

村上出雲守越智宿禰通康

これは、越智民部五郎を三嶋宮五位職に任じた補任状の写である。

この民部五郎は系図から、擬神主十代、的井民部五郎太夫重澄のことと思われる。しかし、下文という古風な様式といい、五位に補任する為に日付だけでなく「辰刻」という刻限を記すほど緊迫した状況なのか、疑問が生じる。そこで、類例がないのか調べてみると、近世にはほぼ同形式(ただし、書き出しは「三嶋宮下 五位職之事」で、大祝の署名より後ろ即ち村上通康の部分の名は無い)の補任状控が多数残されているのである。したがって、この様式の五位職補任状が存在

したことは疑いない。刻限を記した理由は、後述する安永二年の相論の史料により明らかになる。

「三嶋宮神官十人之面々、嫡子嫡孫出生仕候而百日目ニ始而右出生之子御社江参詣仕て、太祝并惣社人不残相招、六官連判太祝奥印仕候五位ノ補任状ヲ相認、神前江献シ勤行有之、右出生之赤子江為致頂戴候右十人之内、越智氏五人菅氏五人ニ而候、越智氏菅氏相交リ古老ニ随ひ六人六官号シ、衣冠ニ而相勤申候」

「三嶋宮神官者叙五位候補任ヲ取、其補任ヲ以古老之者六官ニ進ミ衣冠ヲ着シ候、尤補任状ニ彼職ニ補ルト申儀則六官五位職之事ニ御座候、誕生後早速補任状ヲ取候儀、早ク六官ニ進度日時ヲ争候」

「社法古例之通、補任之順ヲ以福江大夫義六官ニ進候様可致旨申候」

また、正徳三年(一七一三)三月二十八日の越智安山(安朗)の嘆願状(C21/11)には、

「一上官拾人 右拾人之神官者補任状ヲ以年数次第二経昇、第一より第六迄を六官と名ケ、残而四人六官ニ相次而補任之次第二順ひ各当職廻り持ニ相勤申候」

以上からは、越智氏五人菅氏五人から成る三嶋宮神官の上官十人は、嫡子嫡孫が出生して百日目に参詣して、この赤子に五位職補任状(上位六人から成る六官が連判し太祝が奥印)を頂戴する。この補任状の順序に従って六官に昇進するため、その日時が問題となるので、刻限まで記されていたことが解る。

いっぽう、村上通康が出雲守を称する初見史料は、土居聡朋氏が紹介した三好実休書状⁴³である。土居氏は、永禄元年(一五五八)または同二年(一五五九)に比定しており、「史料J」が発給された大永四年(一五二四)には、まだ出雲守に任じていない。そもそも、通康は、永正一六年(一五一九)生まれであるから、大永四年では数え年でわずか六歳である。

したがって、「史料J」は、日付以下の六人(六官)が連判し(ただし、ここでは「判」等の記載はない)太祝安用が奥印(やはりここにも「判」の記載がない)して越智民部五郎を三嶋宮五位職に任じた補任状を、出雲守に任じた村上通康が後から承し証判をすえた(やはりここにも「判」の記載はない)ことになる。

ところが、「史料J」を詳細に検討すると、その信憑性に疑義が生じる。五位職に任ずる宛名をまず「熊若丸」と記したが、「丸」を消し、さらに「熊若」も消して、「民部五郎丸」と書き、さらに「丸」を訂正している。また、発給者の六官最後の勘大夫の肩書きを「奉行小頭」と書いた後「政所執事」に訂正している。原文書を横に置いて写した場合に、このような間違いかたをするであろうか。一番重要な宛名を、三回も修正するのは、いかにも不自然である。村上通康の署名部分も同筆なので、大永四年に本文書を作成するための下書きではない。おそらく後世に、越智熊若丸に対する五位職補任状をもとに、越智民部五郎が三嶋宮五位職に任じられたとする文書を偽作するため下書きではなからうか。

たとえ「史料J」が偽作されたものとしても、神官の五位職補任を通康が追認するような権限を持っていたという伝承が大山祇神社にあったことは間違いない。やはり、大三島周辺の府中地域支配にとって、来島氏は重大な影響力を持っていたのである。

さて、大祝と神大夫との相論は、「史料D」「F」が初めてではなかった。

(3) 大祝と神大夫との相論(その2)

「史料K」(D10)

就談合出符可仕候處、談衆得居・大内事者違例不及申候、其外土居伊豆守・平岡・久枝風氣由申候て不罷出候間、談合相延候、さ候間

大祝・神大夫申事、是者社家事候之間、重見・中・木原罷越候者、我らも出符仕候て可申合にて候處、中・木原目を以外煩候由、今日申越候条、先相延候、神大夫者四日道後へ罷越候つる、子細共申候、符中へ罷出候て可申発由申候つる、以前之連判衆をも可召渡にて候、此方へも差越度候へ共、談衆一人二人ならず差合候間無其儀候、少も我ら無閑儀候、此趣を内々祝殿へ可有物語候、五月六月間必可出符候、内儀為心得申候、恐々謹言、

四月十一日

通直 (花押)

〔切封墨引〕

〔上〕

栗□右京亮殿 通直

発給者の通直は、その花押から道基、道治とも称した河野教通である。山内讓氏によれば、⁴⁶⁾発給年は文明六年(一四七四)から明応九年(一五〇〇)の間、宛名の栗上右京亮は通正であるという。山内氏は、別の論文では、⁴⁷⁾文明一年(一四七九)から同一五年(一四八三)の間とする。いずれにしても、「史料D」F」に登場した道基の時代にも、大祝と神大夫との間で相論があったことがわかる。

本史料の内容の要点は、大祝と神大夫との相論を符中(府中)で談合して裁決する予定であったが、談合メンバーの重臣たちが色々な病気のため延期するので、内々に祝殿(大祝一族だが大祝に就任していない人物を指す)へ伝えるようにと、教通から栗上通正に宛てたものである。ここでは、この談合メンバーに注目したい。まず、「談衆」として、得居・大内・土居伊豆守・平岡・久枝氏が挙げられており、次に社家のことだからとして重見・中・木原の三人(この三人は社家奉行かもしれない)、そして「以前之連判衆」もいるらしい。宛名の栗上氏もこのメンバーのどこかに入るのだろうか。

いっぽう、大祝と神大夫との相論という点では同じなのに、既述し

た「史料D」F」の談合の構成メンバーは大きく様変わりしていた。すなわち、平岡大和守房実の役所において、原興生(村上通康の名代)、平岡の家臣の柳四郎左衛門、村上被官の河井某、村上神助、栗上左近将監、宇佐美伊賀守、祝日向守等が列席した。「史料K」と重複するのは平岡氏、栗上氏だけで、他のメンバーはすっかり入れ替わってしまった。裁決のためのすべての談合が、このメンバーで固定されていたわけではないかもしれないが、天文伊予の乱等を経て、河野家の重臣構成が大きく変化したものと考えられる。

また、談合の場所も変化している。「史料K」では府中、「史料D」F」は平岡大和守房実の役所であった。山内讓氏は、府中に守護所が置かれそこで談合されたと想定されているが、川岡勉氏は、この守護所という点については「守護所と捉えるべきかどうかはともかくとして」とやや疑問を呈している。南北朝期に河野通盛が河野郷土居の館におり、その子通朝が府中立花郷の毘沙丸館に居て、河野氏は二つの支配拠点を核に活動していたという府中立花郷の毘沙丸館を指して「府中」と呼んでいるのかもしれないと筆者は考えている。いっぽうの平岡大和守房実の役所がどこに在ったのかは不明だが、『予陽河野家譜』の書き方からは府中ではなく湯築城近辺の印象を受ける。あたかも、『伊予湯築古城之図』に「戒能筋」と記され、戒能氏の居館が湯築城近くに想定されるのと同様に、平岡氏が居館とした荏原城以外にも湯築城近辺に館を構えていたのかもしれない。談合の場所が府中から湯築城近辺に変わったのだとすると、河野教通から通宣の時代へと時がたつ間に、府中の政治的重要度が相対的に低下したのかもしれない。

さて、「史料K」の談合でどのような裁決が下されたのだろうか。筆者は次の史料が該当するのではないかと考えている。

〔史料L〕

三嶋宮社例之次第并 屋形様社參之趣、社家中へ雖御尋候、儀篇不調候間、任先規、大祝安守所持候代々之任御事書之旨、可被勤行者也、自今以後、神官供僧等違背先例於致神吏察例等之煩輩者、堅可處重科状如件、

通昭奉之

文明十三年六月廿九日

まず、年代が「史料H」の推定年にあてはまる。日付は「五月六月間必可出符候」とあった通りまさに六月である。奉者の通昭は「談衆」に記されていた「重見」氏である。内容が大祝と、(神大夫の名こそ無いもの) 神官供僧との相論の裁定である。以上から、「史料K」と「史料L」は非常に関係が深いことがわかるであろう。

本史料の内容を考察する前に、古文書の形態面について述べると(原文書を実見したわけではなく写真による)、折紙であり、奉者の通昭の花押がなく、宛名は擦り切れていて解読できない。D21に写があるが、やはり宛名や「判」等の記載はない。裏花押かとも想像するが、確認できていない。宛名については、本史料を収める「大山積神社文書」卷子「坤」一四通のうち五通が大祝宛であるし、他の文書の内容も大祝関係と思われるので、おそらく大祝宛であろう。あるいは、写真で見える最後の文字の残画からすると「三嶋宮」かもしれないが、宛名は三文字程度のスペースしかない。いずれにしても、大祝所蔵文書と思われる。

さて、内容であるが、三嶋宮社例之次第ならびに屋形様(河野教通)社參の趣について社家中へ尋ねたが、いっこうにその儀が調わないので、これまで通り大祝安守が所持している代々の御事書の旨に任せて勤行せよ。これ以後、神官供僧等が先例を違えて神事祭例等の煩を起したならば、嚴重に処罰するというものである。「通昭奉之」とあるので、重見通昭が河野教通の意を奉じたことがわかる。教通は、大

祝の裁量権を再確認したのである。

ここに出てくる「大祝安守所持候代々の御事書」が何なのかこれまでは不明であったが、「伊予国第一宮三嶋社大祝職并八節供祭礼等事」という記録(以下、八節供祭礼記録と略す)をさすことがわかった。貞治三年本を書写した近世初期の一本に次のような大祝安長が記した奥書があるという。⁵³⁾

「此記者、貞治年間、我祖大祝安頭所書記之三嶋宮事書而、代々伝之、以令社務也、(以下省略)」

また、安永二年の相論の史料によると、

「大祝家之事書与申品御用二候間、可指出旨二付、拙者申達候者、大祝家二而事書与申者、八節祭礼之式二而候、」

とあるので明らかであろう。

この八節供祭礼記録は、大祝職と年間八回の神事(八節供)について記したものであるが、教通は具体的にはどの内容をさしてその勤行を命じたのだろうか。それには、この文明一三年頃の時代背景の考察が必要であろう。

川岡勉氏によると、⁵⁴⁾ 対立する庶流家の通春と寛正伊予の乱に際し講和した教通(惣領家)は、応仁の乱勃発にあたりともに山名氏方の西軍に与していたが、応仁元年十二月までに伊予に帰国し、同三年五月までに東軍に転じた。西幕府が通春を伊予国守護に補任したと考えられるのに対し、細川勝元死後の文明五年十一月に東幕府から伊予国守護に任じられる。在京して活動する通春に対し、教通は伊予国内の平定を進めようとするという。この間の教通の活動を物語る史料が大山祇神社にも残されている。応仁元年十二月に三嶋大祝政所に宛てて禁制⁵⁵⁾を發し、敵対する「重見近江守・森山・大野其他數十人」を打ち取つたり、「医座之事」を「落居」させている。⁵⁶⁾ この「医座之事」とは、「医座山城をさしていると思われる。『愛媛県の地名』では医座山城を

大内氏の居城とし、医座山の麓にある医座寺は大内氏累代の祈願所であったというが、この時の敵対勢力が大内氏であるとの確証はない。いっぽう、通春は文明九年十二月に大祝宿傍尔境内に禁制を出しており、この頃には帰国して活動を始めたらしい。山内讓氏によると、

「このように、「正任記」で見る限り文明一〇年の時点で通春方が巻き返しに成功したかに見えるが、長期的に見れば、通直方の優勢は動かなかったように思われる。文明一二年一月に通直が国分寺の規式を定めたり、翌一三年に石手寺の再興に取り組んだりしている事実は、両氏の争いに一応の決着がついたことを示しているのではないだろうか。それかあらぬか、「築山本」は文明一四年閏七月一日に通春が湊山城で死去したことを伝えている。」

このなかの、石手寺再興は、その棟札によると、文明一二年十月廿八日に始め翌一三年五月三日に完成し同廿日に堂供養と御本尊を移している。「史料L」はその直後のタイミングにあたる。この状況と、八節供祭祀記録との関係を求めると、次の四月の祭祀の記事が該当するのではなからうか。

「於国司御庁館屋、以大祝令擬大明神、令對上卿代仰問口官人召取犯人。種々儀式在之除目以下色々御神事、以大祝号大明神。是則国土安寧之祭礼、万民与楽之儀式、嚴重無双之御神事、崇敬無上之御祈禱也。同廿三日上卿并職掌官人・氏長者・氏人以下色々役人等、令參烈大宮之時、又權神主向于大祝令踰躅、御封申御鎗申等次第如廿二日。当日大祝令對上卿代奉誦大祝文。是併奉始 天皇帝、国吏武將・五畿七道安穩豊満、無病延命、除災与楽、天下随分御祈禱、國中第一之御神事也。」

すなわち、宿敵通春を打倒した教通が名実ともに国司として、伊予国一宮である大山祇神社に参拝しようとしたものと推測する。「史料K」の四月以前には準備に入っていたのだろう。しかし、神社の祭祀

や教通の社参について大祝と神大夫をはじめとする神官供僧たちとの相論になってしまった。それを裁定する談合を重臣たちの色々な病氣のために延期している「史料K」には、合戦の緊迫感を感じられない。勝利の安息に浸っていたものか。そして、六月に「史料L」の裁決を下したのだろうか。この時期からすれば、教通の社参は十一月の予定だったのではなからうか。八節供祭祀記録の十一月祭祀には「悉以如四月御神事」と記されているからである。

こう考えたときに、面白いことに気が付いた。教通が山内讓氏のいう花押IIから花押IIIへ変更する時期に一致するのである。教通が伊予国内の平定を進めている段階の『県史』一四三二号、一四七三号、一四七四号では花押IIであった。対して、「史料K」は花押IIIである。山内讓氏によれば、花押IIIの上限を示す記年文書は文明一一年一二月一三日の二神文書である。文明一〇年の通春優勢状況を打破しほぼ霸権を確立したことが、花押を（少しではあるが）変更する理由となつたと考えることができよう。

二 近世における文書管理

近世の大山祇神社文書の中に、同社の中世文書に関する記事が散見される。ここでは、文書管理の観点からその史料を紹介していきたい。ただし、一万点に近い膨大な史料の中から、解説がすんだごく一部の史料に基づいていることをお断りしておかねばならない。将来解説が進めば、さらに多くの関連史料と新たな史実が明らかにされるだろう。

(1) 「正安四年二月廿八日 後伏見院御繪旨之写」の記事

「御繪旨御令旨御教書之部」(D44)と題した文書目録中で、この文書について、

「右者従古来太祝家ニ所持致候、本紙三嶋宮宝蔵ニ納候處、元亨二年正月十九日之夜、兵火ニ而本社ヲ初メ土蔵迄不残致焼失、依之太祝家ノ以写書度々禁中江奉伺候事」

と記されている。現在「神社」2-1としてまさに写が伝存している本文書は、大祝所持の正文を宝蔵に収めていたところ、元亨二年（一三二二）（史料によってその日時が異なることは、「川岡論文」を参照のこと）の兵火のために焼失したというのである。

(2) 貞享三年（一六八六）四月廿二日

既に第一章第二項で述べたように、この時に越智大祝安明より六通、菅豊前長次より五通、擬神主越智神大夫より一通、菅弥九郎大夫より三通、合計一五通の文書類が神前に籠められた（宝蔵に収められた）（D114、史料の内容については「川岡論文」の「史料9」を参照されたい）。また、この社人中証文自体も宝蔵に収められていたことは、「右証文其外書記共宝蔵ニ入罷在、此目錄共相添有之」と記されていることから明らかであろう。これらの文書類は、この後も宝蔵に収められていたことが記録にみえる。

(A) 『御鎮座本縁並寶基傳後世記録』

元禄四年（一六九一）の記事に次のように記す。

「元禄四年十一月二十二日、寶蔵・經藏二字建立被仰付、寶物者寶蔵江相収メ、佛像・經類ハ經藏エ納ル、左之通」として記すリストの中に、「一由來書 一卷、一縁起 一卷、一古書翰内一通ハ寶 拾五通」等を記し、さらに、「右者寶蔵并神前内陳等ニ相納リ候分、如此御座候」と述べる。建立された寶蔵ならびに「神前内陳」に納められたこれらの品は、貞享三年四月に菅豊前が籠めた「一三嶋大明神縁起 一通、一同由來書 一通、一御宝物之書付 一冊（D114）」に一致する。寶物ノ書付一通を除いた十四通の古書翰には、貞享三年四月に神前に

籠めた残り十二通の文書と社人中証文一通が含まれていると考えられるが、残りの一通については不明である。

(B) 享保十九年（一七三四）四月、「三嶋宮御宝物帳」

この記録の中に、「一縁起壹卷 由來書壹卷 右書キ物数通以上箱ニ入」と記されている。この時点では、箱に入れて収められている興味深いことに、宝物の管理に関する記述が末尾にある。

「右御宝物、当時迄者郡奉行御代官以相對宝蔵ニ相納候處、向後社人中江相渡候様被 仰出候付、此度逐一相改、帳面之通無相連引渡申所如件、享保十九年四月四日 早瀬彦八（印）」として、「社務政所 越智太祝殿」以下十官の宛名が記されている。つまり、これまでは郡奉行御代官が立会いのもとに宝蔵に納めていたが、これからは社人中に任せることになったというのである。

(C) 宝曆十二年（一七六二）七月、「日本総鎮守三嶋宮御宝物改帳」この記録の中に「一、縁起一卷、由來書一卷、古書物十五通 以上箱入、内一通ハ宝物之書附」とみえている。この帳面の冒頭には、上記の享保十九年のいきさつを述べた後に、

「当歳六月廿七日より本社江差出、七月廿三日迄致風入、夫々相改寶蔵江相納申者也、宝曆十二年七月 社務祈禱所兼政所 太祝 越智宿称安躬」

このように、宝物に風入をして、一々改めて宝蔵へ納めたのである。前記(2)で述べた貞享三年四月廿二日の社人中証文の写が作成されたのも、このときの風入に際してであった。包紙上書（D114附1）に「宝曆十二年七月御宝物風入ニ付取出し写し置く、宝蔵江相納候書札控社人中証文写し、太祝安躬」と記されているからである。また、この風入についての関連記事が、宝曆十二年正月 社中并私用諸願日記に記録されている。記主である太祝安躬は、後述する大祝職停職離職事件に登場する安屋の息子に当たる。

(3) 宝曆十二年(一七六二)十月、文書箱書き

『今治郷土史 資料編 古代・中世』^⑦によれば、大山積神社文書・三鳥家文書を収納する文書箱が五つあるらしい。この翻刻では省略されているが、口絵写真をよく見ると、「川岡論文」でいう箱Ⅰ・Ⅱ・Ⅴには「宝曆十二年午歳十月 太祝安躬改之」という箱書も読み取れる。他の箱については不明ながら、おそらく同様の記載があるものと推定される。つまり、上記(C)で七月に宝物を一々改めて宝蔵へ納めた太祝安躬は、同年十月には古文書も改めたのである。新出大山祇神社文書中には九通の文書目録があるが、このうちD37・39・44・48・66は同一筆跡で、しかも末尾に「以上〇〇通 一卷」のように書く同一様式で記している(ただし、D44は後欠)。この五通の文書目録と箱書の太祝安躬の筆跡が近似しているように思われる。現物を調査しなければ断定はできないが、筆跡が一致する可能性は高いものと思われる。すなわち、古文書を改めた安躬は、文書目録を作成し、箱書きを記して各々の巻子を収納したのでろう。この五通を含む文書目録と箱書から、川岡氏が元の巻子の文書構成と箱への収納状況を復元できたこと(「川岡論文」参照)も、逆説的ながらその証左となるであろう。しかし、成巻や文書箱の作成時期がこのときなのかどうかは、いまだ不明である。

(4) 宝曆十三年(一七六三)正月廿五日

「宝曆十三年正月 諸願并社私用日記」^⑧の同日条には、中世文書に関する興味深い記事がある。

「一、去六月雨勝之節郡奉行鈴木物右衛門殿御出、太祝家之旧記其外書翰等御覽二入申候所、御城下へ持参可致旨被申候故、去十月持参致候所、不残裏内出来致シ去ル廿三日物右衛門殿より受取、左之通相成申候、

覚

一、御諭旨・御教書二巻(a)

但シ内一通別ニ表具有之、以上拾通

一、下文書出シ立願書并寄進状等十六通 一卷(b)

一、六波羅下文八通 一卷(c)

一、太祝職補任状五通 一卷(d)

一、書出類拾四通 一卷(e)

一、河野家之書翰拾四通 一卷(f)

一、同拾六通 一卷(g)

一、美作守様御書出し 一卷(h)

以上九巻

右之通御受取可被下候、以上、

正月廿五日 三嶋太祝

長井助左衛門様

右之通相認、長井助左衛門殿へ持参、尤 直次郎様御覽被遊度旨

二付指出ス、右御覽相済後御奉行中ニも御覽被成由ニ付指出ス、今

明朝之内 直次郎様御屋敷へ持参可致旨助左衛門殿挨拶有之

「(付箋) 太祝家旧簡 直次郎御覽被遊度ニ付指出ス、右相済御奉

行中御覽可被成之旨、尤取次長井助左衛門也、尤旧翰不

残裏打致巻物ニ相成、郡奉行鈴木物右衛門殿世話也、」

(a) (b)は便宜的に筆者が記入

すなわち、昨年六月に郡奉行鈴木物右衛門がおいでになり、太祝家の「旧記其外書翰等」を御覧に入れたところ、御城下へ持参するように言われたので昨年十月に持参した。このたび残らず裏打ちができたので今月二十三日に受け取ったが、直次郎様(松山藩七代藩主定功の幼名)が御覧になり、その後御奉行中も御覧になりたいとの事なので、取

次の長井助左衛門へ渡したというのである。ここに(a)から(h)の巻子が挙げられている。はたして、前年宝暦十二年の文書箱書等から各巻子と箱への収納状況を復元した「川岡論文」第二節と合致するだろうか。

箱Ⅰ 第一巻 巻名なし

第二巻 巻名なし

第三巻 巻名なし

箱Ⅱ 第一巻 巻名なし

箱Ⅲ 第一巻 「下文書出立願状寄進状等十六通」…(b)と一致する

第二巻 「従六波羅下文八通」…(c)と一致する

第三巻 「書出禁制書十四通」…(e)と一致する

箱Ⅳ 第一巻 「祝安親軍忠申状三通」

第二巻 「河野家書翰十四通」…(f)と一致する

第三巻 「河野家書翰十六通」…(g)と一致する

箱Ⅴ 第一巻 「尊氏將軍御教書」

(h)の「美作守様御書出し 一卷」は、延宝四年三月五日付けの今治二代藩主松平定時判物(D105)を指しており、現在は巻物ではないが、一通だけ別の文書箱に収納されている⁽²⁾。以上を除いた(a)、(d)が一致しない。裏打をやりかえた際に、巻子の構成を少し変更したものであるか。とすれば、明治時代に「大山積神社文書」と「三島家文書」に二分するまでもなく、巻子の手直しが行われたことがあると想像される。ここからは、「川岡論文」が復元した状況は、あくまでも箱書にある宝暦十二年十月時点であるということになる。

(5) 文化六年(一八〇九)

D 35、86には、どちらにも文書の発給年から文化六年迄の年数が記されている。また、両文書とも別宮社に関する内容である。この年に別宮社をめぐって何かあったのだろうか。後考を待ちたい。

(6) 社家名の書き込み

新出大山祇神社文書を解読して気が付くことは、磯川いづみ氏も指摘しているように社家の文書の写しを示す書き込みが多いことである。例えば、

D 78…菅福江太夫一跡依憊意村上河内守より書出シ二通写シ

D 145…右越智久保太夫家所持写シ

D 334…越智神太夫家系図写し一通

D 705…越智神太夫家所蔵古書写

このように、菅福江太夫(二通)、越智久保太夫(一通)、越智神太夫(二通)、各家の文書の写りが含まれている。しかし、最も多いのは「菅弥九郎太夫」という文言を含む書き込みであって、九通も存在する(本文中の記載も含む)。

D 55…宝蔵二有分 菅弥九郎太夫

D 56…安永二巳年八月 弥九郎太夫憊藏人より松山へ指出ス写シ

D 63…(此)書付ハ大塚主膳罷越節、村上・日野御出、弥九郎太夫

家ノ補任状等御吟味写来候、其刻私方へも控置分二而、(御)役所ニ御控も可有御座候へ共、懸御目(後欠)

菅弥九郎太夫 宝蔵二有分

右弥九郎太夫所持宝蔵二有

D 64…菅弥九郎太夫 宝蔵二有分

D 65…安永二巳年十一月廿九日 菅藏人 於当所会所右御奉行付中

江差出ス写之取控

D 80…然ル上ハ、国神主モ弥九郎太夫一軒ニモ不限、又永宣旨モ無之、甚不審也

D 81…弥九郎太夫家旧簡写し

D 114…メ三通菅弥九郎太夫より籠申分

D 335…菅弥九郎太夫家書付写シ一通

D 80からは、国神主という文言も菅弥九郎太夫家と関係していることが明らかなので、「国神主(代)」というキーワードを探すと、上記との重複も含めて、D 16、17、53、54、55、56、76、80、81の十通存在する。以上からは、安永二年に菅弥九郎太夫家と特別に何かあったらしいと想像できる。はたせるかな、安永二年九月の社私諸用日記の表紙に「菅家之社」⁽⁷⁴⁾「出訴之歳也」という記載が見つかった。また、「此帳面、外杜家且所より大祝家江祈禱頼来候儀記シ有之、為証拠、安永二巳年出入之節松江江出ル、三冊之内」と記した貼紙が、元文六年正月の社番并日記、寛保二年正月の日記并社番帳、寛延四年五月の三島宮社番日記の表紙に貼付されている。⁽⁷⁵⁾やはり、安永二年に「菅家之社」人が出訴におよび出入(相論)が発生したために文書写しが作成されたらしいことが分かる。先に記したD 78は「懈怠」という言葉があるので相論があつたのかもしれないが、他のD 145、D 334、D 705については相論との関係は不明である。

そこで、これからは安永二年の菅弥九郎太夫家を中心とした相論をみていきたい。

(7) 大祝職停職離職事件

安永二年の菅弥九郎太夫一件に関する史料を読み進めるうちに、その根底には大祝職停職離職事件が存在することに気が付いた。八節供祭礼記録によると、大祝は半大明神と号し、弓箭を携えず国境を出ず、連日の御神事を専らとして、大祝の書いた文を以て御神体となし、これを読み奉るを以て御神託となしたという。このように権威のある大祝が、停職や離職の憂き目にあつたとは大きい驚きであるが、根岸茂夫氏の論考⁽⁷⁶⁾に導かれながら概観してみたい。

まず万治元年(一六五八)大祝安長は、社家の一部と祭祀権をめぐる相論におよび、松山藩により停職を命じられた。しかし、一七年

後の延宝三年(一六七五)に松山・今治両藩は、その孫の越智安朗の大祝帰職を認め、さらに大三島に居住するように命じて、松山藩主松平定長は屋敷地を、今治藩主松平定時は黄金と材木を与えた。さらに、両藩は、大祝を両藩領の社家頭に任じた。その時の延宝四年三月五日付けの松平定時判物(D 105)がある。

安長について、所理喜夫氏は万治二年には大祝職に復したとするが、安長の玄孫の「大祝安躬手記」⁽⁷⁷⁾には、「一安長社参御差留之後、延寶三年迄暫之内、三島本宮江太祝出勤不仕候」とあるので、ここでは根岸説に従っておきたい。

いっぽう、大三島に移住して新たに社家の支配に乗り出した安朗と、従来から日常の社務を掌握していた有力社家は摩擦を生じ、正徳二年(一七一二)安朗は社家の一部から訴えられた。このとき、社家側から三通の訴状が提出されたことが越智嶋旧記⁽⁷⁸⁾にみえる。安朗は「松山城内江御押籠置」⁽⁷⁹⁾れ(C 22/9)、「御領地御追放」⁽⁸⁰⁾(C 22/5)を命ぜられ、「其上太祝家古来被下置候、御繪旨・御教書・御下文并諸家之書翰之内二而、太祝職之証文ニ罷成候分、松山へ持参仕候処、数通御差上ケ被成候」(C 22/9)。そして、家族ともども重代の文書・記録を携え大坂に移住し、正徳三年三月廿八日(C 22/11)、正徳四年五月(C 22/10)など嘆願を繰り返したが、享保三年(一七一八)失意のうちに死去した。松山・今治両藩の社家頭に任じた大祝を解職・追放するとは、藩の寺社政策に何か変更があつたのだろうか。あるいは、社家と藩との間のほうが、大祝側よりも太いパイプで結ばれていたということだろうか。正徳三年(一七一三)二月廿七日付、安朗の四人の息子による血判起請文には、「数代相伝之御繪旨・御教書・三嶋宮記録并家之証文等、親父安朗公御身ニ被為添大坂ニ御住居被遊候、警安朗公御老年之以後、天命ニ而如何躰ニ御成被遊候共、右数通之書物一紙茂無紛失、兄弟四人トメ相守何も我俣ニ支配仕間敷候」と

いう決意が述べられている。これは、安長停職事件などの混乱時に、文書の紛失などがあつた反省ではなからうか。たとえば、D 91の尼祐林讓状案⁸⁵にみえる、「一祖父安俊讓状一通永徳二年六月八日、一親父安胤所分帳一卷嘉元四年六月十四日、一舎兄安定置状一通元徳二年六月八日」の三通は、大祝一族にとつては重書ともいふべき重要文書であるが、現存していない。自然災害、火事等によるのかも知れないが、大祝停職等の混乱による紛失も考えられるだろう。ここで「右教通之書物一紙茂無紛失」と誓い合ったので、紛失を防ぐために文書を成巻したという可能性も想像されよう。

また、ここにみえる「三嶋宮記録」とは、貞享三年四月に菅豊前が籠めた「三嶋大明神縁起 一通、一回由来書 一通、一御宝物之書付一冊」(大山祇神社文書 D 114)の中の縁起か由来書のどちらかの写本かもしれない。さらに、享保十二年(一七二七)の安朗妻による嘆願書には、「大祝家二代々所持仕候御諭旨・御令旨・御教書・御下文并大祝職之御下文・社例引付之証文・其外諸家之書簡等・定時様・定直様・定陳様より被下置候 御判物今以所持仕候、則別紙書付差上ケ申候」と、大祝家の中世文書等を所持していることが述べられている。これらの文書を根拠に大祝職の正当性を主張し、復職を粘り強く嘆願したのである。

安朗三男の安屋は苦難のなか松山藩に嘆願を重ね、享保十一年(一七二六)九月に杜家一同からの詫証文をとり(C 12/2、C 12/3)、ついに帰参を許され、翌享保十二年九月に大三島に帰り、同年十月に大祝に補任された。正徳二年から実に十五年の牢人生活であった。因みに、安屋は宝暦四年(一七五四)閏二月に「御鎮座本縁」を完成させる。宝暦七年(一七五七)十一月には安屋は隠居し、安躬が大祝に補任した。

(8) 安永二年 菅弥九郎大夫家等菅家社人訴訟事件

この相論に関しては、多くの記録が残されている(C 35、A IV 28、A IV 29、A IV 30、A IV 31、A IV 40等)。どの記録も事件全体ではなくその一部を記載するもので、しかもA IV 40はこれ一冊だけで二〇〇頁を超える大部な史料なので、事件全体を見通すことがなかなか困難である。さらには、安永二年(九月〜十二月)社私諸用日記中にも関連記事が散見されるため、こちらも参照が必要である。これらの史料をまとめて、本事件を概観してみたい。その過程で垣間見える中世文書についても言及したい。

そもそも事件の発端は、安永元年(一七七二)八月の菅弥九郎大夫の病死であった。空席ができた六官の席について、弥九郎大夫の嫡子蔵人が異論を唱えている話を聞いたので、同年九月一日、上官の杜家を全員集めて相談したところ、「社法古例」の通り補任の順に従って菅福江大夫が六官に昇進すべきと決まった。同月五日、この旨を蔵人へ伝えたところ、忌中でとりこみ中なので、忌が明けたら面談しますとの返答だったが、結局面談に來ないで、届けも無く「旦廻」に出るありさまだった。この「旦廻」とは、御師と同様に独自に配札を行う地域、すなわち「旦所」を保持していて、この「旦所」を巡回して、信者から初穂料を受け取ることである。そして、各地域の信者は配札を受け持つ杜家を頼って社参していたらしい。安永二年正月、蔵人を呼び出して、国神主職やそれに付随する杜領は今まで通りとするが、「社法古例」の通り補任の順に従って菅福江大夫が六官に昇進すべき事を伝えたが、親の遺言なので補任の順に拘らず六官国神主職であると言いつ張り納得ないので、大祝安躬はもうこうなったらお上の「御才許」を仰ぐしかないと言った。蔵人は弟を同伴し、大祝に届けようとするうちに、同年六月中旬、蔵人は弟を同伴し、大祝に届けもなく大峰山参詣に出立し京都で装束を拝領して七月十日ころ帰って

きたとの噂だったので、下社家雑官に確認させたいので蔵人と対談した。蔵人は、京都の高辻家が菅弥九郎太夫家の本家なので、大峰山参詣のついでに三宅右近の取次ぎで高辻右大弁(家長殿にお会いして、土産として三位の装束を賜ったという。そして、先祖が高辻家から国神主代職に任じられたので、自分が国神主かつ六官に進まなければ高辻家に申し訳がたない)と反撃してきた。安躬は高辻家が本家だなどという夢にも思わぬ話が出たので、系図等の証拠があるのか質したところ、系図はないがただ本家と申し伝えているとのことだった。また、国神主代職の補任状が何方より出されたものかは「一文不通之私故、下文之趣難読候ニ付不相別候得共」、本家なので結果しだいでは知らせるといっているので、その補任状を見せるように言ったが出せないという。他人に見せられない文書は証拠にはならないから、ぜひ出すように言ったが、どうしてもダメだということで、お上から言われたらどうするのか聞くと、「其節者写し可指出候、尤前ニ御判も有之候得者、其節者相分り可申」との答えだった。このように、どんなに言い聞かせても蔵人が納得せず「社法古例」を乱し、大祝に届けなしに大峰山参詣に出たりして「総社人共支配」にも支障があるので、他の上官の了解をとりつけたうえで、七月に藩へ提訴した。すると、七月二十三日、「菅蔵人、同六郎太夫、東円坊、神宮寺看司以上四人」が松山へ提訴にかけたとの知らせがあった。

この「三嶋社僧検校 東円坊」の訴状とは、六月の越智郡、桑村郡、天領二十ヶ村からの祈禱依頼を、東円坊の且所にも拘らず大祝が受けて、その初穂料を奪ったので生活が成り立たない、というものであった。 いっぽうの「菅蔵人、同六郎太夫」等の訴状には、以下、菅行事太夫、菅判官太夫、菅惣官太夫、菅棚守太夫、菅御先太夫、菅小御先太夫、一内子、二内子、三内子、菅小行事、菅長床、おおひ、くりやの合計十五人の名前が連ねてある。ここでは、蔵人のことを「国神主

菅弥九郎太夫」と署名しているが、蔵人の策謀で菅家の社人を総動員したことが見え見えである。「近年太祝破古法ヲ邪行之趣ケ條之事」と題して、九か条にわたって述べているが、主な内容は、社人の死後初めてその子が社役を務めるのに、太祝は古法を破り息子のために紫震殿に新座をこしらえ、娘を紫震殿の下で拜ませていること。四月祭礼の散銭を社家がそれぞれ決まった場所とっていったのに、太祝が独占して渡さない。四月祭礼の売人小屋場地子銭を太祝が「壹間壹匁」と値段をきめて取ること。且所からの参詣人へは且那である社人から「札洗米」を渡してきたのに、近年は太祝が過分の初穂料を「取込」むので「外社人」が難儀している。下司社人を太祝の下人同様に召し使うので、百姓で生活している彼らが難儀をしている。諸国からの無且の参詣人の御祈禱神楽の初穂料は全員で均等割りにしてきたのに、近年は太祝が独占してしまう。また、菅惣官太夫が「他国無且之場」に且廻に出ていたのに、太祝が帳面を取り上げて且廻を差し止めてしまった。「太守様御社参之節」のご祝儀の銀子を六郎太夫にわたさず太祝が独占してしまった。等である。そして最後に「正徳年中古法之通」仰せ付けられたいと結んでいる。正徳年中とは、上記の大祝職停職離職事件で見たように、大祝安朗が大祝職を失い松山藩領から追放されていた時期である。大祝不在の神社では、擬神主が代役を勤めた。そうすると上官の座席は一つずつ繰り上がることとなり、神社内での地位が上がる。衣装も上位のものになり、大祝の且所を分担して受け持ったり、初穂料、散銭、神楽料の配分も増えたに違いない。この状態が十五年続くような事が二度もあったのに、大祝が帰職すれば元に戻って座席、地位が下がり、収入も減少する。社人たちに不満の気持ちが増えるのも無理からぬところであろう。

付言すれば、菅弥九郎太夫家が問題を起こしたのは、安永二年が初めてではなかった。清水正史氏によれば、明和二年(一七六五)三月

廿二日の項に「菅弥九郎太夫、大祝家闕職中（正徳年間より享保二
年まで）今治へ代理として配札していたが、大祝帰職後も配札してい
ることに、大祝より抗議（菅弥九郎太夫一件）」と記されてい
るからである。この人物は、蔵人の父親だと思われる。この件の遺恨
めいたものも、安永二年の相論に影響しているのかもしれない。

いっぽう、七月十二日付で、高辻家雑掌の三宅右近、大塚主膳らか
ら菅原弥九郎太夫宛に、近年上京したいというお話だったので待つて
いたが未だに上京しないのはどうしたわけか。当年中に必ず上京する
ようにとの書状が届いた。また、同日付の菅原弥九郎太夫、御同名覚
寿院あて、三宅右近正次の書状では、安芸城下に用事で下るので、八
月中ごろまでに立ち寄るとの内容だった。この書状について先郡奉行
所からの問い合わせに答えた八月付け菅蔵人の覚書に「且又罷登候
節、私家二古キ書物御座候やと御尋御座候二付、格別馳与仕候書物者
無御座、反古同様之物少々御座候趣申上候、（中略）私家二者系図等も
無御座、先日写し差出候国神主補任状三通、其外社職之儀二付書付数通
御座候」とある。ここにある「先日写し差出候国神主補任状三通」こ
そが、D 81、82、83であると思われる。D 83の奥裏書の「此三枚安永
二巳年蔵人本紙持参御役所二も写シ有之分也」という文言と一致する
からである。また、D 56は、このときのD 81のさらに写と考えられる。

また、以下のような記録がある。

「 覚

一 補任国神主代職散位菅原實綱

承元元年十一月廿五日と有之老通御判有之候 (D 16、60、82)

一 一定補国神主散位承元二年八月日 (D 15、56、81)

前備前守源朝臣一通御判有

×

一 一定補国神主代職正長元年十一月三日、
平朝臣光平御判有覚通 (D 59)

一 補任當社国神主代職散位菅原實綱、貞徳
二年御名御判有一通 (D 53、61、72、83)

×

一 三嶋社神官并供僧等日御料 (元久二年七月三日ト有之一通御判有

(D 54)

×

一 弘安四年正月ト有之御下文一通御名三人御判有 (D 58)

×

一 諸山社二季御供田国神主菅原長実江

「長」

建久八年三月六日御下文老通御名御判有 (D 57)

×

一 馬見神官等屋敷江宛給ル坪之注文御下知状

文永八年二月廿二日と有之老通御判有之 (D 62)

×

× 本書八枚

右之通差上申候、此外私家二相伝り候古キ書物三通宝蔵二納り居申候
由及承居申候得共、私儀者拝見仕不申候、并二私宅二残し置候帳面老
冊御座候、是者古代御神領三拾六町之帳面之由二御座候、

一 遊行上人より先祖江被下置候御状老通所持仕居申候、御供川と申茂
私屋敷内二御座候、

巳八月廿八日 菅蔵人「ただし、該当する文書番号

を (D 〇) と示した)

この中で、「古キ書物三通宝蔵二納り居申候」は、上記「(2)貞享三
年(一六八六)四月廿二日」の項で述べた合計一五通の文書類が神前
に籠められた内の三通である。しかし、この三通を「私儀者拝見仕不
申候」というのは驚きである。また、「古代御神領三拾六町之帳面」

と「遊行上人」御状については不明である。

こうした事態に、大祝は御奉行附の村上四兵衛、日野五之右衛門、原勇八らとやりとりをして、先郡奉行所に呼び出されてお調べに応じて返答したり、書類を提出した。八月十八日には、村上と原から、「一享保十八年以来神楽帳但シ、十八年より廿二年迄五年之間、一同散銭割賦帳 但シ右同断、一御自分三位居官之書付等有之候ハ、御持參」と求められたので、安躬は各帳面を差し出し、第三項については「太祝職者位階三位与申証跡」として「鎌倉將軍家よりの補任状写シ」を提出した。さらに蔵人が「本紙」(原本)も差し出すように求めてきたのに対して、安躬は「是者於太祝家ニ甚大切ニ致候品故、宿元土蔵江納置、私不罷帰候而者指出候儀難相成旨」返答した。

そうこうしている内に、九月八日には「京都高辻殿用人三宅右近」が社参に訪れた。

十月四日夜会所から呼ばれて出向いたところ、村上四兵衛からこの度の相論について、「太祝事全ク社法之儀ニ付、引廻シ温潤順和之筋無之、其上神式新規之仕成有之、不行届候ニ付遠慮被仰付候」と申し渡された。同日、菅家の社人達には、菅藏人 閉居、菅六郎太夫 閉居、東円坊 遠慮、渡辺行事 押込、越智雑官 押込、菅羽官・渡辺棚守以下は社用之外徘徊留メを申し渡された。十月廿一日には、菅勘太夫など八人の上官が、太祝が「遠慮」⁽⁸⁵⁾しては社用に差し支えるので、なにとぞ早く以前通りにお許し下さるようにと願ひ出た。十一月十一日に、会所で日野五之右衛門から「三嶋社中江」対し、「双方共(筆者注、「太祝」と「社中之者共」を指す)(中略)先此度者御宥免ヲ以無其儀候」と許され、訓告されるにとどまった。同十九日には、先の三宅右近の代参の席についての大祝の指示に不審な点があるとして、高辻殿雑掌大塚主膳が松木大納言殿の添状を持って来た。同廿一日には、大塚主膳が三島へ来て、弥九郎太夫宅へ立ち寄り、「古キ書

物等」を見たいと求めた。「巳十一月 日記」⁽⁸⁶⁾には、

「一、菅弥九郎太夫家之外、菅氏之上社家四軒ニ古キ書物并系図等御尋二候間有無之儀書付可指出旨可申付候、尤有之候ハ、本紙ニ写シ書両通相添可指出候段御奉行付中被申聞候ニ付、則四軒之者共へ申聞ル」

これに対し、同月廿四日の菅福江太夫の回答には、

「永禄十二年五月十四日(D79)

一、福江太夫一跡懈怠ニ付、第法師江福江太夫職分爲相続、村上河内守吉継より書出巻通、

元亀四年酉十月三日

一、同補任状 巻通(D78)(ただし、該当する文書番号を(D〇)と示した)

しか所持していないとのことだった。同日、菅勘太夫からは、何もな
いとの回答だった。

「元久二年七月十四日

一、地頭左衛門尉平より書出シ巻通、

嘉禎四年四月日

一、検注所前美作守橘朝臣在判巻通、

天文十三年九月廿三日

一、従三位大宰大貳兼侍従伊予介多々良朝臣在判、

右三通弥九郎太夫方より、貞享年中社人連判ヲ以御宝蔵へ籠入置候分取出シ、弥九郎太夫へ可相渡と呼ニ遣候所」弥九郎太夫は病気で来られないし、悴貞治は若輩者で役にたたないとの返事だった。そして、宝蔵を開き弥九郎太夫その他菅氏の社家から籠め置いた「古キ書物等」を取り出し、弥九郎太夫方のものは、樋口太夫に持たせ御奉行付中へ指し出した。同夕方会所に呼ばれて、菅氏の下社家にも同様に尋ねて書付を出すように命じられた。

菅宮ノ太夫からは、「貞享年中社人連判ヲ以御宝藏籠メ置」いた

「一、三島大明神縁起

菅卷

一、同由来書

菅卷

一、御宝物書付

菅通

一、藤堂佐渡守殿御供米証文

菅通

一、自勝山様御供米証文

菅通

以外は何も無いとの回答だった。

同十一月二十五日、の記事に、

「一、宮ノ太夫家より宝藏へ籠メ置候内、縁起由来書、両通披見為致

相済み候ニ付御渡申候、尤外ノ古書弥九郎太夫より宮ノ太夫方

ノ御供料ノ墨印一所ニ如元ノ籠メ置候様ニ申付置候間、明日ニ

而も勝手次第籠メ可申被申候事、

同廿六日の記事には、

「一、今日宝藏ヲ開キ此中指出候古書不残、元ノことく相納メ本封致

相済、

同廿七日の記事には、菅羽官以下、菅氏の下社家の者が八人連名で、

「古キ書物并系図」は所持していないと回答があった。同廿七日会所

に呼び出されて、文武天皇の御宇に安元が初めて太祝に補された御論

旨があるかと尋ねられたので、安躬は「本紙ハ京都江預ケ置候、写書

ハ有之候」と答えた。翌廿八日に兩人から、文武天皇の御繪旨写書(C

35/7)は役所の控えも無いので写をよこして欲しいとの書状が届

いたので、翌日息子の完之進に届けさせた。同日に菅蔵人から御奉行

付中へ提出された所蔵文書目録の写が、D65である。また、D63の書

き込みは、この時期に当たると思われる。この相論のために、菅氏の

社家が出動しないので、人手不足のために、十一月の祭礼は延期とな

った。大塚主膳は同年十二月六日に「帰帆」の風聞があった。その後

も、蔵人は病氣と称して出勤しないため、菅氏の下社家もほとんどの

者が出勤しなかった。翌安永三年(一七七四)四月には弥九郎太夫への

散銭配分の件を奉行所へ伺い出た。同七月一日にやつと、弥九郎太夫

職相続後はじめて蔵人が出勤した。安躬は越智樋口太夫ら上官に、蔵

人が補任状の順を守り、十官獅子居殿で正規の烏帽子狩衣の衣装で勤

めるのか確認させたところ、その通りであった。これで万事解決した

かに思えたが、同年八月十八日に菅弥九郎太夫以下、相論に及んだ菅氏

の社人十五人は会所へ出頭するように御奉行付日野五之右衛門から命

じられ、翌十九日に次のように言い渡された。菅弥九郎太夫 神職御

取揚急度押込、菅六郎太夫 急度閉居、越智雑官 神職御取揚急度押

込、渡辺行事 急度押込、東内坊 遠慮、菅羽官以下十名 急度御呵。

以上のようにこの事件を通覧すると、菅蔵人の大祝安躬に対する抵

抗が、いかに頑強であったかがよくわかる。「菅弥九郎太夫」という

書き込みのあった文書は、単純に弥九郎太夫から借りて写したもので

はなかった。頑なに大祝に抵抗する蔵人が安躬に差し出すべくもな

い。役所の控から安躬が写し取ったものであった(D63、65など)。

また、この一件に関してさえ多量の記録を残した記録魔とでも呼ぶべ

き安躬の執念にもすさまじいものがある。この安躬の執念の底には、

父安屋が苦難のなか松山藩に嘆願を重ね、享保十一年(一七二六)九

月に社家一同から託証文をとり(C12/2、C12/3)、ついに帰参

を許された際に、この証文のなかに、「双方古例旧記等御尋被成候得

共、為差古例之法記茂無御座付、段々御吟味之趣奉候」という文言

があることから、父親から記録の重要性をいやというほどに聞かされ

ていたからではなからうか。

安永二年十一月時点で菅蔵人の私宅にあった「神社」1-1③(D

65)は、この相論の決着を機に宝藏へ籠められたとの予想を立てたが、

まだその史料を発見できていない。

三 おわりに

以上、中世と近世の相論に関する大山祇神社文書を通して、神社の内部構造や文書管理について見てきた。どちらの相論も、大祝と社家との間のものであったが、そもそも、大山祇神社文書は、「神社」1を除いて大祝家に伝来した文書群である（大祝家文書と呼ぶべきだろうか）ことから、社家側ではなく、大祝側の視点から見ていることに留意しなければならない。神社の社務を掌った他の社家の文書そのものの伝来は、現在不明である。わずかに「神社」1と、社家の名が書き込まれた写があるにすぎない。しかも、「菅弥九郎太夫」の名が記された写文書は、特に相論のために奉行所に提出された写文書の写であることが明瞭になったので、そこには相論を有利に導こうとする作為が潜んでいる可能性があることを念頭において、文書を解読しなければならぬ。磯川氏が「菅家文書」には検討を要する文書が多く存在することを指摘しているが、その主要原因はここに在ると思われる。また、井原今朝男氏が指摘するように、明治期の廃仏毀釈・神仏分離によって、神社文書群の性格が大きな変革を受けていることにも留意しなければならない。中世の大山祇神社の本来の姿をとらえるためには、現在の大山祇神社文書の解読を進めるだけでなく、廃仏毀釈・神仏分離で散逸した神宮寺関係文書や、六官を勤めた上官の社家文書を博捜することも重要と考えられる。岡田篤人氏が紹介された、「社家菅原勘太夫愛時（号木公園）の記した「三島社執奏記」（松浦家所蔵文書）の写文書二通は、上記の菅福江太夫家所持文書（D78・79）と一致している。その名前からしても、社家菅原勘太夫家文書を伝えている可能性が考えられる。これらの文書の発掘と、近世史料の中からも中世の情報を拾い上げる作業が、伊予国一宮である大山祇神社研究にとつての課題といえるだろう。

また、本稿で論述できなかった重要事項として、執奏家事件がある。所理喜夫氏⁽⁹⁾によると、正徳二年に大祝安朗を訴え出た社家は、大祝の配下になることを嫌って、吉田家の門人となり、自分は吉田家の支配なので大祝家の裁判は受けないとして、相論に及んだという。大祝家は白川家を執奏家としていたからである。そうすると、全国の神社支配をめぐる吉田家と白川伯王家との争いが、その背景に存在する。神祇伯の名が見える中世関係史料（D14、D102、AIV223）なども、この執奏家事件全体の流れの中で読み解く必要があるだろう。この事件に関する史料も多数残っているので、その解読も今後の課題としたい。

注

- (1) 愛媛県、一九八三年。
- (2) 川岡勉「大山祇神社文書の整理と伝来」（『地域創成研究年報』第七号、二〇一二年、以下「川岡論文」という時は本論文を指す）。
- (3) 景浦勉「中世文書解題」（『大山祇神社文書目録 第一集』愛媛県教育委員会、一九八五年）。
- (4) 「川岡論文」。
- (5) 山内譲「中世伊予の領主と城郭」（青葉図書、一九八九年）八二頁。
- (6) 国分寺文書、「愛媛県史 資料編 古代・中世」一〇四八号（以下「県史」〇〇号と略す）。
- (7) 山内譲「中世伊予の領主と城郭」（青葉図書、一九八九年）七九〜八二頁。
- (8) 新井英之「室町時代の守護制度の研究 伊予国守護河野氏の領国統治体制について」（『歴史民俗資料学研究』第三号、一九九八年）。
- (9) 興隆寺への寄進状（『県史』一〇〇一号）、国分寺への避状とその坪付注文（『県史』一〇〇二号・一〇〇三号）参照。
- (10) 忽那家文書（『県史』二二八九号）。
- (11) 高野山上蔵院文書、乙二八、第二卷三。

- (12) 高野山上藏院文書、丙一七。
- (13) 山内讓「中世瀬戸内海地域史の研究」(法政大学出版局、一九九八年)三三五頁。
- (14) 三島家文書(『県史』一四〇四号)。
- (15) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』(大山祇神社社務所、二〇〇〇年)五四〇～五四一頁。
- (16) 三島敦雄『三島大祝家譜資料全』(一九二二年、一九八四年再刊)一一〇頁。山内讓「中世文書解題(二)」(『大山祇神社文書目録 第二集』一九八七年)。
- (17) 景浦勉編『予陽河野家譜』(歴史図書社、一九八〇年)一四四頁。
- (18) 異本の予陽河野家譜では村上・栗上・宇佐美の三人を目付役、祝日向守を家老と注記する(『三島敦雄』『三島大祝家譜資料全』一九二二年、一九八四年再刊、一〇九頁)。
- (19) 川岡勉「河野氏の府中支配と海賊衆」『中世の地域権力と西国社会』(清文堂出版、二〇〇六年)。
- (20) 山内讓「中世文書解題(二)」(『大山祇神社文書目録 第二集』一九八七年)の写真参照。
- (21) 小学館、一九八二年、二三〇四頁。
- (22) 吸江寺文書(戦国文書聚影 長宗我部氏篇) 柏書房、一九七五年、ただし写真により読みを一部修正した。
- (23) 島津家文書(『大日本古文書 家わけ十六ノ二』一九四二年発行、一九七一年覆刻、六二頁)、『島津家文書 歴代亀鑑・宝鑑』八木書店、二〇〇七年、一―六頁には写真を収載)。
- (24) 『重要文化財 赤間神宮文書』(吉川弘文館、一九九〇年)四五号、四七号文書。
- (25) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』(大山祇神社社務所、二〇〇〇年)五四二頁。
- (26) 高野山上藏院文書、山内治朋「資料紹介 高野山上藏院文書について(下)」(愛媛県歴史文化博物館『研究紀要』第一三三号、二〇〇八年)一一〇頁。
- (27) 高野山上藏院文書、山内治朋「資料紹介 高野山上藏院文書について(下)」(愛媛県歴史文化博物館『研究紀要』第一三三号、二〇〇八年)一一〇頁。
- (28) 三島家文書1-1(『県史』一四五八号、ただし写真に基づき読みを一部修正した)。
- (29) 景浦勉『大山積神社関係文書』(一九七七年初版、一九八八年改訂版)二九頁～三〇頁。
- (30) 『予陽盛衰記』(愛媛県教育研究協議会、一九六九年)二二―二三頁。『予陽盛衰記』の信憑性は低いが、三島宮について記した第六卷は神社に詳しい筋から情報を得ていると思われるので参考のために引用した。
- (31) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』(大山祇神社社務所、二〇〇〇年)五〇四～五二二頁。
- (32) 愛媛県教育研究協議会、一九六九年、二一〇～二二一頁。
- (33) 『県史』一三五五号。
- (34) 『県史』一五三三号。
- (35) 川岡勉「中世の伊予府中と在地諸勢力」図2(『中世の地域権力と西国社会』清文堂出版、二〇〇六年)。
- (36) 三島敦雄『三島大祝家譜資料全』(一九二二年、一九八四年再刊)一〇頁、口絵「古蹟地図」。
- (37) 川岡勉「天文期の西瀬戸地域と河野氏権力」(『中世の地域権力と西国社会』清文堂出版、二〇〇六年)。西尾和美「天文伊予の乱再考」『高野山上藏院文書』を手がかりとして(『四国中世史研究』九号、二〇〇七年)。
- (38) 『伊予国越智郡宮浦村大山積神社明細帳』(國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』大山祇神社社務所、二〇〇〇年、五〇五頁)。
- (39) 山内讓「中世文書解題(二)」(『大山祇神社文書目録 第二集』一九八七年)。
- (40) 川岡勉「河野氏の府中支配と海賊衆」(『中世の地域権力と西国社会』清文堂出版、二〇〇六年)。

- (41) 『伊予国越智郡宮浦村大山積神社明細帳』(國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』大山祇神社社務所、二〇〇〇年、五〇四頁)。
- (42) 『大山祇神社文書目録 第一集』(愛媛県教育委員会、一九八五年)では17通、『大山祇神社文書目録 第二集』(愛媛県教育委員会、一九八七年)では52通、合計69通。
- (43) A IV 28 『安永二巳年七月十六日より同八月廿七日ニ至ル 菅弥九郎太夫家神前座席之儀ニ付双方より及公訴候諸対談覚書 太祝越智安躬識之』。
- (44) 土居聡朋『東京大学史料編纂所所蔵「村上文書」について』(『四国中世史研究』第八号、二〇〇五年)。
- (45) 宇田川武久『戦国水軍の興亡』(平凡社新書、二〇〇二年)一〇九頁。
- (46) 山内讓『中世文書解題(二)』(『大山祇神社文書目録 第二集』一九八七年)。
- (47) 山内讓『河野氏への離反と服属―和田氏と岩伽羅城―』(『中世伊予の領主と城郭』青葉図書、一九八九年)一九四頁。
- (48) 山内讓『中世文書解題(二)』(『大山祇神社文書目録 第二集』一九八七年)。
- (49) 川岡勉『河野氏の府中支配と海賊衆』(『中世の地域権力と西国社会』清文堂出版、二〇〇六年)。
- (50) 川岡勉『河野氏の府中支配と海賊衆』(『中世の地域権力と西国社会』清文堂出版、二〇〇六年)。
- (51) 『伊予史談』一巻2号口絵。
- (52) 『県史』一四九八号。
- (53) 清水正史・所理喜夫「解題 近世の大山祇神社文書・三島家文書とその性格(二)」(『大山祇神社文書目録 第二集』愛媛県教育委員会、一九八七年)一九八頁。岡田莊司『伊予国第一宮三嶋社大祝職并八節供祭祀等事記録』解説(國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』大山祇神社社務所、二〇〇〇年)五六九頁。
- (54) A IV 28 『安永二巳年七月十六日より同八月廿七日ニ至ル 菅弥九郎太夫家神前座席之儀ニ付双方より及公訴候諸対談覚書 太祝越智安躬識之』。
- (55) 川岡勉・西尾和美『伊予河野氏と中世瀬戸内世界』(愛媛新聞社、二〇〇四年)第二章「応仁の乱と河野氏」。
- (56) 『県史』一四三二号。
- (57) 『県史』一四七三号。
- (58) 『県史』一四七四号。
- (59) 平凡社、一九八〇年、三八二頁。
- (60) 『県史』一四八四号。
- (61) 山内讓『応仁の乱と守護勢力の分裂』(『中世瀬戸内海地域史の研究』、法政大学出版局、一九九八年)二九六頁。
- (62) 『県史』一四九六号。
- (63) 『伊予国第一宮三嶋社大祝職并八節供祭祀等記録』(國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』大山祇神社社務所、二〇〇〇年)五六九頁。
- (64) 山内讓『花押の変化』(『中世瀬戸内海地域史の研究』、法政大学出版局、一九九八年)三四一頁。
- (65) 『県史』一四八六号。
- (66) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』(大山祇神社社務所、二〇〇〇年)四八頁(以下「御鎮座本縁」と略す)。
- (67) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』(大山祇神社社務所、二〇〇〇年)一七四頁。
- (68) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』(大山祇神社社務所、二〇〇〇年)一八七頁。
- (69) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 記録篇一』(一九九〇年)二四三頁。
- (70) 今治市、一九八九年、六五〇頁。
- (71) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 記録篇一』(一九九〇年)二五八頁。

(72) 『大山祇神社文書目録 第二集』(愛媛県教育委員会、一九八七年) 口絵写真。

(73) 磯川いづみ「太祝関係文書の基礎的考察―三島宮御鎮座本縁―との関係から―」(『伊予史談』三五九号、二〇一〇年)。

(74) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 記録篇一』(一九九〇年) 六四〇頁。

(75) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 記録篇一』(一九九〇年)。

(76) 『伊予国第一宮三嶋社大祝職并八節供祭祀等記録』(國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 縁起・由緒編』大山祇神社社務所、二〇〇〇年) 一二六頁。

(77) 根岸茂夫「解題―近世における大山祇神社の発展と『社番日記』・『社用日記』の成立―」(國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 記録篇一』一九九〇年)。

(78) 清水正史・所理喜夫「解題 近世の大山祇神社文書・三島家文書とその性格(二)」(『大山祇神社文書目録 第二集』愛媛県教育委員会、一九八七年) 二〇五頁。

(79) 三島敦雄『三島大祝家譜資料全』(一九二二年、一九八四年再刊) 六九頁。

(80) 『越智嶋旧記・澄水記』(伊予史談会、一九八八年) 二二頁。

(81) この文書については山本高志「南北朝前後の大祝家―尼祐林讓状案」と祝安親を中心に」(『伊予史談』五七号、二〇一〇年)に詳しい。

(82) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 記録篇一』(一九九〇年) 六四〇～八一五頁。

(83) 根岸茂夫「解題―近世における大山祇神社の発展と『社番日記』・『社用日記』の成立―」(國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 記録篇一』一九九〇年)。

(84) 清水正史・所理喜夫「大山祇神社関係年表」(『大山祇神社文書目録 第二集』愛媛県教育委員会、一九八七年) 二四六頁。

(85) 建治二年八月廿七日付、伊予国宣(『県史』二二六二号)の写。

(86) 國學院大學日本文化研究所『大山祇神社史料 記録篇一』(一九九〇年) 六一～六六五頁。

(87) 磯川いづみ「太祝関係文書の基礎的考察―三島宮御鎮座本縁―との関係から―」(『伊予史談』三五九号、二〇一〇年)。

(88) 井原今朝男「神社史料の諸問題 諏訪神社関係史料を中心に」(『国立歴史民俗博物館研究報告 第一四八集』二〇〇八年)。

(89) 岡田篤人「村上吉継の動向とその史料」(『伊予史談』二八四号、一九九二年)。

(90) 清水正史・所理喜夫「解題 近世の大山祇神社文書・三島家文書とその性格(二)」(『大山祇神社文書目録 第二集』愛媛県教育委員会、一九八七年) 二〇五頁。